2026 年 11 月 17 日

保護者 各位

南山中学校男子部事務室

令和 8 年度愛知県私立小中学校等授業料軽減補助金の認定申請について(ご案内)

標記の件について、愛知県より授業料軽減補助金の申請案内がありました。別紙の実施要領をよくお読みいただき、申請基準に該当し、認定・受給を希望される場合は2026 年 11 月 24 日(火)までに事務室へご連絡ください。県への申請期限の都合により、申請期間が大変短くなっております。申請を検討される方は早めに事務室へご連絡くださいますようお願いいたします。

なお、審査の結果、補助が受けられない場合もございますので、ご了承ください。

記

1.対象　保護者等が愛知県内に在住しており、生活保護受給世帯、入学後にり災した世帯、又は入学後に発生した家計急変により収入が減少し授業料の納付が困難になった世帯に属する生徒

詳細は別紙(実施要領)をご覧ください。

2.申請の流れ　①2026 年 11 月 24 日(火)までに、申請希望の方は事務室へお申し出ください。

申出のあった方へ生徒さんを通じて申請書類をお渡しします。

②2026 年 12 月 2 日(水)までに、申請書類をご提出ください。

※申請期間が大変短くなっていますので、別紙(実施要領)の「4 新規申請手続」を参考に必要書類の準備をお願いします。

③愛知県からの認定確認後、学校が軽減する額(年額)を 2027 年 3 月末頃に授業料引落口座へ振り込む予定です。(還付)

3. 申出先・問合先　南山中学校 男子部事務室　加藤 052-831-6455 (平日 8:20～16:30)

以上

令和８年度愛知県私立小中学校等授業料軽減補助金のご案内

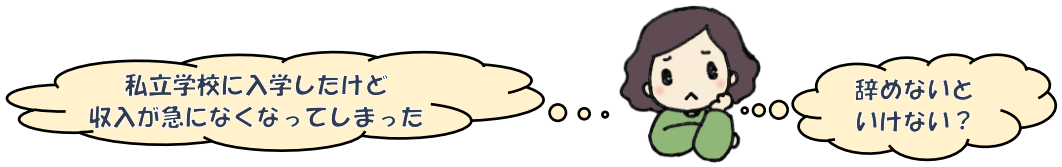

高等学校等の授業料軽減補助と要件が大きく異なりますのでご注意ください。

私立の小中学校等に在籍しているが、**入学後に発生した自己都合ではない家計急変**により、授業料の納付が困難となった場合などに、補助が受けられることがあります。（要件あり）

愛知県内の学校

保護者等が愛知県に住んでいる

- 住んでいる
- 住んでいない → 対象外

愛知県外の学校

愛知県の授業料の補助は対象外

詳しくは学校またはお住まいの市町村にご確認ください。※1

※1 他県や市町村から補助を受けられる場合があります。

生活保護受給世帯

- いいえ → 対象外
- はい

保護者等の入学前年以降の**年収（給与所得以外の所得がある場合は所得）の合計が400万円（所得の場合は276万円）以上だったが2分の1未満**となった、
又は、**入学後に家計急変**※2**が発生**した**（ただし、自己都合によるものは除く）**※3。

- いいえ → 対象外
- はい

（り災以外の場合）令和８年の保護者等の**所得（見込）合計から所得控除合計を差し引いた額が140万円（ひとり親の場合は143万円）未満**※4であり、かつ**資産保有額が700万円未満**である。

- いいえ → 対象外
- はい

書類を提出いただき、審査により要件を満たすと認められる場合、該当期間の授業料を月額28,000円を上限として補助します。

結果通知

（要件を満たさない場合は対象外となります。）

【注意事項等】

- **申請書は受付開始時に学校から配布**します。募集期間内に必ず提出してください。必要な書類などは学校の指示に従ってください。
- **補助期間は家計急変による収入減の発生期間**となりますので、**収入状況等に変更があった場合は速やかに学校へ連絡していただく必要があります。**
- 申請に虚偽があった場合は補助金を返還していただきます。
- 家計急変があっても書類に不備、誤りがあると対象外と判定されますのでご注意ください。
- 補助金の支払時期・方法は学校により異なりますので詳細は学校にご相談ください。
- 受給していた私立小中学校等から**進学、転学した場合、継続してこの補助金を受けることはできません（生活保護の場合を除く）。**

※２　り災、療養、転退職・失職倒産、保護者等の変更のいずれか。

※３　定年、契約期間満了、自主退職など自己都合による転退職は対象外。

※４　両親のうち一方が働いており、小中学生の子が１人いる場合、**給与収入400万円未満程度（あくまで目安。**損失が計上されている所得がある場合、当該所得は０円として計算する。また、繰越控除の適用はないものとして計算する。所得控除項目は所定のものに限る）。

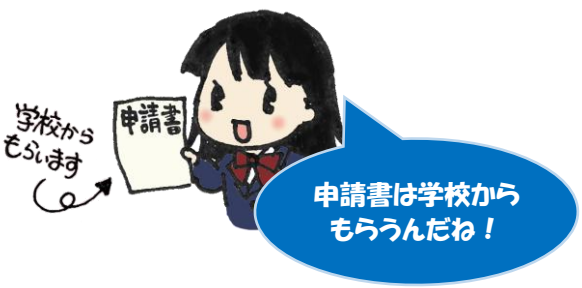

令和 8 年度南山中学校授業料軽減実施要領

1 趣旨
本校においては、愛知県から補助金の交付を受け、この要領により生徒(児童)に係る授業料の一部を軽減します。

2 軽減対象者
次の項目の全てに該当する方です。
(1)保護者等が愛知県内に在住していること。
(2)次の①②③④のいずれかの事由に該当すること。
①生活保護受給世帯であること。
②保護者等の入学前年以降のいずれかの年の年収(給与所得以外の所得がある場合は所得。以下同じ。)の合計が400万円(所得の場合は276万円)以上の世帯であって、保護者等の年収(見込)合計が当該年の年収の2分の1未満となったこと。
③児童生徒の入学後にり災した(火災、風水害、地震等により家屋の半焼、半壊、流出等の被害を受けた)と認められること。
④児童生徒の入学後に保護者等に家計急変事由(注 1)が発生し、収入減になると認められる(ただし、**定年、自主退職など自己都合によるものは除く**)こと。
(3)②④の場合は令和8年中の見込み所得金額の合計から、別に定める所得控除項目(注 2)の合計を差し引いた額の合計が140万円未満(ひとり親控除の適用がある場合は143万円未満)(注3)であること。
(4)②④の場合は保護者等の資産保有額の合計が700万円未満であること。
注1 療養、転退職・失職倒産、保護者等の変更を対象とする。
注2 算定する所得控除項目は、以下のとおりとする。
(1)障害者控除
(2)ひとり親控除
(3)配偶者控除
(4)扶養控除(一般・特定)
(5)基礎控除
(6)社会保険料相当額
注 3 損失が計上されている所得がある場合、当該所得は0円として計算する。また、繰越控除の適用はないものとして計算する。

3 軽減する額と時期
本校では次のとおり授業料の軽減を実施します。
(1)軽減する額 月額28, 000円
(授業料のみを対象とする。また、授業料月額が28, 000円を下回る場合は、授業料額を上限に軽減する。)
(2)軽減方法 学校が軽減する金額を2027年3月末頃に授業料引落口座に振り込みます。(還付)

4 新規申請手続
(1)軽減の申請は、令和8年12月 2 日(水)までに**本校事務室**まで本人又は保護者等が持参し提出してください。
(2)申請に必要な書類は、次のとおりです。
【共通書類】
ア 受給資格認定申請書(用紙は本校からお渡しします。)
イ 保護者等の家計状況申告書
ウ 児童生徒本人と保護者等の住民票の写し(3か月以内に発行されたもの。本籍地、マイナンバーの記載は不要)
【事由に応じて必要な書類】
<事由2(2)①に該当するとき>
・生活保護を受けていることを証する書類(社会福祉事務所長が発行する証明書又は市町村長が発行する生活保護に基づく非課税証明書)
<事由2(2)②に該当するとき>
・半減前の収入(給与所得以外の所得がある場合は所得。以下同じ。)を証する書類(源泉徴収票、課税証明書等。児童生徒が入学した年の前年以降で保護者等の年収の合計額が400万円(所得の場合は276万円)以上であった年の所得に係るものに限る)。
・令和8年現在の収入を証する書類(源泉徴収票の写し、現在勤務している会社の給与支払証明書等)
・保護者等の扶養親族の人数・年齢等、所得控除の状況が確認できる書類(扶養親族等の記載が省略されていない令和8年度課税証明書、扶養親族分の健康保険証の写し等)
<事由2(2)③に該当するとき>
・り災の原因・程度を証する書類(市区町村又は消防署の発行するり災証明書)
<事由2(2)④に該当するとき>
・家計の急変が発生したことを証する書類

家計急変事由	必要書類
療養	・疾病の原因・程度等を証する書類(病名、就労の可否に関する内容、経過及び入院期間等の記載がある医師の診断書) ・現在勤務している会社の休職証明書(休職期間の年月日が記載されているもの)又は本人による休職(休業)証明書等
転退職・失職倒産	・転退職又は失職倒産を証する書類(前雇用主の転退職を証する書類(前雇用主の発行した退職証明書等)、雇用保険受給資格者証、離職票、開業・廃業届出書等)※失退職日、理由を確認できるものであること。
保護者等の変更	戸籍謄本の写し等

・家計急変の発生前年の収入を証する書類(市区町村長の発行する令和8年度の課税証明書(内容が省略されていないもの)※ひとり親世帯で課税証明書にひとり親控除が適用されていない場合は、親権者の証明のために戸籍謄本又は生徒の戸籍抄本を併せてご提出ください。)
・令和8年現在の収入を証する書類(源泉徴収票の写し、現在勤務している会社の給与支払証明書等)
・保護者等の扶養親族の人数・年齢等、所得控除の状況が確認できる書類(扶養親族等の記載が省略されていない令和8年度課税証明書、扶養親族分の健康保険証の写し等)

5 継続申請手続き
(1)軽減の申請は、令和8年12月２日(水)までに**本校事務室**まで本人又は保護者等が持参し提出してください。
(2)継続申請は、前年度以前から継続して事由(2)②③④のいずれかの受給資格認定を受けており、急変後の状況が改善していない場合のみ提出できます
(3)申請に必要な書類は、新規申請の【共通書類】及び
・状況が継続していることを証する書類(事由(2)④療養の場合は医師の診断書、保護者等の変更の場合は戸籍謄本の写し等)
・令和8年現在の収入を証する書類(源泉徴収票の写し、現在勤務している会社の給与支払証明書等)
・保護者等の扶養親族の人数・年齢等、所得控除の状況が確認できる書類(扶養親族等の記載が省略されていない令和8年度課税証明書、扶養親族分の健康保険証の写し等)
です。

6 軽減の決定
審査のうえ軽減の可否を決定し、その結果を通知します。

7 収入減状態解消の報告義務
本補助は収入減期間への補助のため、**収入状況の変更、親権者変更等があった場合は速やかに学校へ報告してください。**

8 軽減の取消し
(1)軽減の決定を受けたのち、軽減を受ける要件を欠く事情が生じたときは、軽減額の全部又は一部の取消しをしなければなりませんので、速やかに申し出てください。
(2)偽りの申請をしたとき、その他授業料を軽減することが不適当である事実が分かったときは、軽減の決定を取り消し、軽減相当額の授業料を本校へ納入していただきます。

9 秘密の保持
本校は、授業料軽減事業に関して知り得た事実を他に漏らしたり、生徒(児童)の将来の進学・就職に影響するような取扱いはいたしません。

10 その他
詳細は**本校事務室**へお問い合わせください。

担 当:南山中学校男子部事務室 加藤
電 話:052−831−6455